

指定訪問看護ステーション

宮古・山田訪問看護ステーションゆずる

重要事項説明書 (介護保険)

一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団

宮古・山田訪問看護ステーション

管理者 伊藤 文衣

一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団
宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

1. 事業者

法人名	一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団
法人所在地	岩手県盛岡市夕顔瀬町4番32号B202
電話番号	019-656-1966
代表者名	理事長 半田一登

2. 事業の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所
事業所の種名称	宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
事業所の所在地	岩手県宮古市実田一丁目3-37
事業所の電話番号	0193-77-4686
営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
サービスを提供する地域	宮古市、山田町(その他地域は応相談)
事業所長(管理者の氏名)	伊藤 文衣

1. 事業所の目的

一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団が開設する宮古・山田訪問看護ステーションゆずるが行う訪問看護事業(以下「事業」という)の適性な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員はかかりつけの医師が指定老人訪問看護又は、指定訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた場合、利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

2. 事業所の運営方針

事業所の看護師は、その利用者が可能な限りその居宅において、その人の持てる機能に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指す。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努力するものとする。

3. 訪問看護サービスの相談窓口

担当者：訪問看護師が対応致します。

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:30

電話番号：0193-77-4686 (*営業時間内・外、緊急時電話番号)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して訪問看護を提供する職員として、以下の職種を配置しています。

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員 2.5名以上(うち1名は管理者)

看護職員は、訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

(3) 理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

理学療法士等は、リハビリの評価・訓練・指導を行い、訪問計画書および報告書を作成する。

5. サービス料金表 ※介護保険(予防/介護)利用料金一覧(2026年6月より)

○介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額

一回の利用時間	単位数		自己負担					
			1割		2割		3割	
	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護
20分未満(緊急時対応のみ)	303	314	303円	314円	606円	628円	909円	942円
30分未満	451	471	451円	471円	902円	942円	1,353円	1,413円
30分以上1時間未満	794	823	794円	823円	1,588円	1,646円	2,382円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	1090	1128	1,090円	1,128円	2,180円	2,256円	3,270円	3,384円
理学療法士等による訪問 (1回20分につき)	284	294	284円	294円	568円	588円	852円	882円
早朝(6時~8時)・ 夜間(18時~22時)							25%加算	
深夜(22時~6時)							50%加算	

○加算料金

サービス内容	単位数	同意		
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	する	しない
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500		
特別管理加算(Ⅱ)		250		
2人以上によるサービス利用の場合 30分未満	適応時	254	する	しない
2人以上によるサービス利用の場合 30分以上	適応時	402	する	しない
90分以上のサービス利用の場合	適用時	300		
ターミナルケア加算	※1	2,500	する	しない
退院時共同指導加算	※2	600		
初回加算(Ⅰ)		350		
初回加算(Ⅱ)	※3	300		
訪問看護中山間地域等提供加算1	※4	5%加算		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3		
口腔連携強化加算	1月につき	50		
介護職員等処遇改善加算	※5			

※状況により、上記の加算を頂く場合があります。

※1. 末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る

※2. 当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治医その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供すること

※3. 指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画を作成した利用者様(Ⅰは退院または退所日)

※4. 宮古市・山田町以外に居住されている利用者様

※5. 基本サービス費に各種加算減算を加減した1か月の単位数の総計に1.8%を乗じて算出

○減算料金

サービス内容	単位数
予防訪問看護訪問回数超過等減算	-8
訪問看護訪問回数超過等減算	-8
予防訪問看護12月超減算2	-15

○その他利用料(税込)

1、死亡時の看護

エンゼルケア	10,000円
--------	---------

6. 訪問看護指示書にかかる負担料金

訪問看護サービスを開始するにあたり、主治医からの情報提供及び指示を受けてからのサービス提供となります。

訪問看護担当者が主治医に依頼し訪問看護指示書を作成して頂きます。作成に当たり利用料金が発生いたします。負担金は保険の種類により異なります。

訪問看護指示書には、有効期限があり、期間満了日以降も継続が必要な場合は主治医に作成依頼することになります。作成ごとに医療機関より文書作成費の請求がございますのでご了承ください。

7. サービス内容

- (1) 病状障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等、日常生活の援助
- (4) 床ずれの予防および処置
- (5) リハビリテーション(理学療法士等の訪問は看護の一環となります)
- (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 本人家族の健康相談
- (10) その他医師の指示による医療処置

8. 苦情処理

1. 利用者または利用者の家族は、提供された訪問看護に苦情がある場合は、下記の相談窓口
に苦情を申し立てることが出来ます。
 - 名称 宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
 - 電話番号 0193-77-4686
 - 担当者 伊藤 文衣
2. 利用者は、介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機
関に苦情を申し立てることが出来ます。

【事業所窓口】 宮古・山田訪問看護ステーションゆずる ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分	担当者 看護師 伊藤 文衣 電話番号 0193-77-4686 FAX 0193-77-4687
【宮古市役所】 保健福祉部 介護保険課	電話番号 0193-62-2111 FAX 0193-62-7422
【山田町役場】 長寿福祉課 介護保険係	電話番号 0193-82-3111 FAX 0193-82-4989
【岩手県民健康保険連合会】 保険介護課分室	電話番号 019-604-6700 FAX 019-604-6701

3. 事業所は、利用者が1項又は2項の苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者、ご家
族が何ら不利益を被ることはございません。
4. 事業所は提供した訪問看護サービスについて、利用者または利用者の家族からの苦情申し立
てがあった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上および改善に努めます。

9. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じるとともに以下の対応を行
います。

- (1) 人権擁護、虐待防止に関する責任者の設置及び必要な体制の整備
 - 責任者 伊藤 文衣
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

10. サービス利用にあたっての禁止事項

- (1) 職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の行為
- (2) パワーハラスメント(身体的・精神的)、セクシャルハラスメント等の行為
- (3) サービス利用中における職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

11. 事故時・緊急時の対応

サービス提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合は、必要な処置を講じる
とともに以下の対応を行います。

- (1) 契約時に教えて頂く家族ないし緊急連絡先及び担当介護支援専門員へ連絡します。
- (2) 主治医への連絡及び指示を家族へ依頼することもあります。
- (3) 急を要する場合は事業所の判断により、救急車を要請する場合があります。
- (4) 必要に応じて市町村へ連絡いたします。

12. 個人情報の提供

サービス提供にあたり、利用者に関わるサービス提供機関との連携を図る目的で、必要な個人
の情報を共用します。知り得た個人情報は厳重に管理し、秘密の保持に努めます。

指定訪問看護ステーション

宮古・山田訪問看護ステーションゆずる

重要事項説明書 (医療保険)

一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団

宮古・山田訪問看護ステーション

管理者 伊藤 文衣

一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団
宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)
重要事項説明書

1. 事業者

法人名	一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団
法人所在地	岩手県盛岡市夕顔瀬町4番32号B202
電話番号	019-656-1966
代表者名	理事長 半田一登

2. 事業の概要

事業所の種類	月曜日～金曜日 8:30～17:30 指定訪問看護事業所
事業所の種名称	宮古・山田訪問看護ステーションゆずる
事業所の所在地	岩手県宮古市実田一丁目3-37
事業所の電話番号	0193-77-4686
営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
サービスを提供する地域	宮古市、山田町(その他地域は応相談)
事業所長(管理者の氏名)	伊藤 文衣

(1) 事業所の目的

一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団が開設する宮古・山田訪問看護ステーションゆずるが行う訪問看護事業(以下「事業」という)の適性な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員はかかりつけの医師が指定老人訪問看護又は、指定訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた場合、利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(2) 事業所の運営方針

事業所の看護師は、その利用者が可能な限りその居宅において、その人の持てる機能に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指す。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努力するものとする。

3. 訪問看護サービスの相談窓口

担当者 : 訪問看護師が対応致します。
受付時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30
電話番号 : 0193-77-4686 (* 営業時間内・外、緊急時電話番号)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して訪問看護を提供する職員として、以下の職種を配置しています。

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 2. 5名以上(うち1名は管理者)
看護職員は、訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。
- (3) 理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)
理学療法士等は、リハビリの評価・訓練・指導を行い、訪問計画書および報告書を作成する。

5. 利用料

別紙の訪問看護・医療保険利用料金表をご確認ください。
毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の利用料を請求いたしますので、引き落としをご利用の方は残高のご確認をお願いいたします。
難病法に基づく医療費助成制度を受けられている方においては自己負担累計額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示ください。写真もしくはコピーを撮らせていただきます。
訪問看護指示書の受け取りに際し、自己負担上限額管理票をお預かりすることがありますのでご了承ください。

6. 訪問看護指示書にかかる負担料金

訪問看護サービスを開始するにあたり、主治医からの情報提供及び指示を受けてからのサービス提供となります。

訪問看護担当者が主治医に依頼し訪問看護指示書を作成して頂きます。作成に当たり利用料金が発生いたします。負担金は保険の種類により異なります。

訪問看護指示書には、有効期限があり、期間満了日以降も継続が必要な場合は主治医に作成依頼することになります。作成ごとに医療機関より文書作成費の請求がございますのでご了承ください。

7. サービス内容

- (1) 病状障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等、日常生活の援助
- (4) 床ずれの予防および処置
- (5) リハビリテーション(理学療法士等の訪問は看護の一環となります)
- (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 本人家族の健康相談
- (10) その他医師の指示による医療処置

8. 苦情処理

(1) 利用者または利用者の家族は、提供された訪問看護に苦情がある場合は、下記の相談窓口で苦情を申し立てることが出来ます。

● 名称 宮古・山田訪問看護ステーションゆずる

● 電話番号 0193-77-4686

● 担当者 伊藤 文衣

(2) 利用者は、苦情申し立て機関に苦情を申し立てることが出来ます。

【事業所窓口】 宮古・山田訪問看護ステーションゆずる ご利用時間 月～金: 午前8時30分～午後5時30分	担当者 看護師 伊藤 文衣 電話番号 0193-77-4686 FAX 0193-77-4687
【宮古保健所】 沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	電話番号 0193-64-2218
【県民医療相談センター】 岩手県庁保健福祉部医療政策室内	電話番号 019-629-9620 FAX 019-626-0837

(3) 利用者が(1)項又は(2)項の苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者、ご家族が何ら不利益を被ることはありません。

(4) 事業所は提供した訪問看護サービスについて、利用者または利用者の家族からの苦情申し立てがあった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上および改善に努めます。

9. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じるとともに以下の対応を行います。

(1) 人権擁護、虐待防止に関する責任者の設置及び必要な体制の整備

● 責任者 伊藤 文衣

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 虐待防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

10. サービス利用にあたっての禁止事項

(1) 職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の行為

(2) パワーハラスメント(身体的・精神的)、セクシャルハラスメント等の行為

(3) サービス利用中における職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

11. 事故時・緊急時の対応

サービス提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合は、必要な処置を講じるとともに以下の対応を行います。

(1) 契約時に教えて頂く家族ないし緊急連絡先及び担当介護支援専門員へ連絡します。

(2) 主治医への連絡及び指示を家族へ依頼することもあります。

(3) 急を要する場合は事業所の判断により、救急車を要請する場合があります。

(4) 必要に応じて市町村へ連絡いたします。

12.個人情報の提供

- (1) サービス提供にあたり、利用者に関わるサービス提供機関との連携を図る目的で、必要な個人の情報を
用い共有します。知り得た個人情報は厳重に管理し、秘密の保持に努めます。
- (2) 事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情
報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のための
サービス担当者会議並びに主治医との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内
で使用します。
- (4) (1)にかかわらず、事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律
(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業所は秘密保持義務違反の
責任を負わないものとします。

主治医が訪問看護の必要性を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本料金ならびにその他の利用料をお支払いいただきます。
法令により、利用料金の10円未満は、四捨五入になります。

医療保険での自己負担額の計算の基本

(基本療養費＋訪問看護管理療養費＋加算)×負担割合＝自己負担額

基本料金表	料金	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	同一建物居住者以外の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定			
(看護師等、週3日まで)	5,550円	560円	1,110円	1,670円
(看護師等、週4日以降)	6,550円	660円	1,310円	1,970円
(理学療法士等)	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ	同一日に同一建物居住者である利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定			
(看護師等、週3日まで、同一日2人)	5,550円	560円	1,110円	1,670円
(看護師等、週4日以降、同一日2人)	6,550円	660円	1,310円	1,970円
(看護師等、週3日まで、同一日3～9人)	2,780円	280円	560円	830円
(看護師等、週4日以降、同一日3～9人)	3,280円	330円	660円	980円
訪問看護基本療養費Ⅲ	在宅療養に向けて外泊をしている入院患者のうち、厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定			
	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	主治医より交付を受けた訪問看護指示書・訪問看護計画に基づき訪問看護を行い並びに報告書を提出し計画的に看護を行った場合に算定			
(月の初日の場合)	7,710円	770円	1,540円	2,310円
(月の2日目以降:単一建物20人未満)	3,010円	300円	600円	900円

注) 1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

加算(以下、料金は10割で記載しております。ご利用者様によって負担割合は1～3割と変わります。)

項目	料金	備考
1 難病複数回訪問(1日2回)	4,500円	
2 難病複数回訪問(1日3回目以降)	8,000円	
3 複数名訪問看護加算	4,500円	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行
4 長時間訪問看護加算	5,200円	90分以上週1回に限り
5 24時間対応加算(月に1回)	6,800円/月	患者・家族より、電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制を整えている
		看護業務の負担軽減を行っている場合
		上記以外の場合
6 緊急時訪問看護加算(1日につき)	2,650円/日	患者・家族より緊急な求めに応じて、主治医の指示により訪問看護を行った場合
		月14日目まで
		月15日目以降
7 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上訪問し、家族に説明しターミナルケアを行った場合
8 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上訪問(看取り介護加算を算定されている時)
9 特別管理加算Ⅰ	5,000円	悪性腫瘍患者管理、自己導尿、尿管カテーテルなど特別な管理が必要
10 特別管理加算Ⅱ	2,500円	在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養、在宅自己疼痛管理、人工肛門など特別な管理が必要

11	訪問看護療養情報提供費1		市町村・都道府県の実施する保健福祉サービスとの有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進している場合
12	訪問看護療養情報提供費2	1,500円/月	学校等との連携を推進している場合
13	訪問看護療養情報提供費3		保健医療機関、介護保険施設に入院又は入所時に切れ目のない支援と継続した看護の実施を推進している場合
14	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)	2,000円	急変による医療従事者とのカンファレンス療養指導
15	退院時共同指導加算	8,000円	入院中に在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書にした場合、初回訪問時に算定
16	退院支援指導加算		退院日の訪問看護
		8,400円	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合
		6,000円	上記以外の場合
17	在宅患者連携指導加算	3,000円	医療機関や薬局等で情報共有しその上で療養指導
18	看護・介護職員連携強化加算	2,500円	介護職に吸引の指導など行った場合
19	特別管理指導加算	2,000円	退院時
20	乳幼児加算(1日につき)		6歳未満の患者への訪問
		1,800円	厚生労働大臣が定める者
		1,400円	上記以外の場合
21	早期・夜間訪問看護加算	2,100円	18時から22時、6時から8時
22	深夜訪問看護加算	4,200円	22時から6時
23	訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を活用できる体制を整備
24	訪問看護医療情報連携加算	1,000円/月	ICTを用いて記録された診療情報等を活用し、計画的な管理を行う
25	訪問看護遠隔診療補助料	2,650円/日	緊急のオンライン診療に看護師が同席した場合
26	訪問看護ベースアップ評価料(I)	1,830円/月	
27	訪問看護物価対応料(初日)	60円	2027年6月～120円
28	訪問看護物価対応料(2日目以降)	20円	2027年6月～40円

その他利用料(税込)

1. 死亡時の看護

エンゼルケア	10,000円	ご希望の方には、死亡後、全身清拭を行い、身支度を整えます
--------	---------	------------------------------